3節 既存壁の撤去及び下地補修

6.3.1 一般事項 6.3.2 工法

この節は、既存間仕切壁を改修する場合に適用する。

- (1) 既存のコンクリート間仕切壁等の撤去は、次による。
 - (ア) 壁面の大半を撤去する大規模な撤去は、油圧クラッシャ等 を使用し、他の構造体及び仕上げにできるだけ損傷を与えな いよう行う。
 - (4) 開口部等を設ける小規模な撤去は、所定の位置に両面から ダイヤモンドカッター等で切り込み、他の構造体及び仕上げ に損傷を与えないよう行う。
 - (ウ) コンクリートブロックの間仕切壁等の撤去は、他の構造体 及び仕上げに損傷を与えないよう行う。
 - (エ) 壁内の鉄筋は、撤去面より深い位置で切断する。
 - (オ) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修は、特記による。特記がなければ、4.3.10 [モルタル塗替え工法] により、モルタル塗りとする。ただし、撤去作業において、柱、梁、壁、床等の他の構造体に損傷を与えた場合の補修は、監督職員と協議する。
- (2) 既存の木製、軽量鉄骨間仕切壁等の撤去は、その壁の取り合う改修範囲外の天井、壁及び床部に損傷を与えないよう養生を行い、撤去する。
- (3) 既存の壁下地材、下地張りボード等を残し、既存の仕上材を 撤去する場合は、下地材、設備器具等に損傷を与えないよう行 う。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。
- (4) 既存のモルタル、タイル、布地、壁紙等を撤去する場合で、 既存部との取合い部は、カッター等により切断し、既存部に損 傷を与えないよう行う。